

- 里親についても十分にフォローするべきであり、時機をみて、時間をかけて、不調に至った要因、経緯、背景等を振り返り、整理することにより、不調を当該里親の責任に帰することなく、養育チーム全体として受け止められるよう支援することが大切である。課題整理やスキルアップを試みた上で、次の委託の可能性を探ることが、里親の自信の回復とモチベーションの維持につながる。

⑦ 里親の喪失感への配慮

- 委託解除は、里親に一定の喪失感を生み出す。特に、予定外の家庭復帰や委託解除の場合には留意が必要である。里親の喪失感についての配慮が適切になされなければ、委託解除方針に対して、実親や決定を行った児童相談所との関係が不安定になることもある。養育期間の長短に関係なく、子どもとの別離に対する様々な感情がソーシャルワーカーに対して言語化されること、その感情は当然であることとしてサポートされることが、円滑な委託解除につながり、子ども自身も安心して、次の環境に向かうことができる。
- 委託解除前後の里親自身の感情の問題や、委託解除前後に受けられるサポートについては、研修等の場であらかじめ触れておく必要がある。
- 里親の喪失感だけでなく、子どもにとっても、里親家庭での経験を振り返ることは、子ども時代の記憶や記録、思い出といった歴史に空白を作らないようにするために必要であり、児童相談所が中心となって、可能な範囲で里親家庭とのつながりを保ち続けるよう努める。
- ただし、委託解除後の里親と子どもの関係は、一律に決められるものではない。実親が里親に信頼感を十分持っている前提で、委託解除後も子どもと里親が交流している場合もあるが、実親が里親に対して競合的な感情を持つ場合や、養育者としての自信のなさから、子どもと里親が交流することを望まない場合もある。このような場合、子どもが実親と里親の間で板挟みになることもあるので、子どもの今後の生活にとって、里親とどのような関わりを持つのが良いのかをアセスメントすることが重要である。その結果、里親には、事情を説明して委託解除後の交流を控えるよう助言する場合もある。
- そうした場合でも、プライバシーに十分配慮しながら、その後の子どもの様子を里親に伝えることは有用である。例えば、委託解除後であっても、子どもが希望する場合には、当該子どもの実親の了承の下で、手紙の交換、互いの現況を写真で知らせ合うことなどを積極的に検討すべきである。
- また、里親養育及びチーム養育の振り返りを丁寧に行い、「里親家庭における養

育期間があったからこそ、子どもが成長することができた」「子どもが家庭生活を経験出来たことは、子どもの中で生き続ける」といったように、具体的に里親養育の成果を伝えることで、里親の喪失感が軽減されるとともに、里親のスキルアップや次の委託へのモチベーションの継続にもつながる。

Ⅶ. 「里親支援事業」の活用

1. 里親支援事業について

- 平成 28 年児童福祉法改正で、都道府県（児童相談所）の業務として法定化された里親支援について、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援に至る里親支援が実施できるよう、里親支援事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業費）が事業化されている。
- この里親支援事業は、児童福祉法第 11 条第 2 項へに掲げる都道府県（児童相談所）の業務を踏まえ、以下の 5 つの事業内容で構成されている。フォスタリング業務の実施に当たっては、民間フォスタリング機関に委託する場合を含め、都道府県等において、これらの事業を積極的に活用されるよう検討されたい。国としても、本事業の活用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。
- また、本事業の実施に際しては、児童相談所の里親担当児童福祉司や施設に配置されている里親支援専門相談員（児童入所施設措置費）と連携した取組により、より効果的な支援が期待できる。
- なお、この里親支援事業を活用し、養子縁組に関する相談・支援も実施することも可能である。

2. 里親支援事業の具体的な内容

- 里親支援事業の具体的な内容は、以下のとおりである。
 - ・ 里親制度等普及促進事業
里親制度の広報啓発活動により新たな里親を開拓するとともに、里親に対する登録前の研修や更新研修等を実施する。
 - ・ 里親委託推進等事業
委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会を実施するとともに、委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ効果的な自立支援計画を作成する。里親等委託調整員及び委託調整補助員を配置することが可能である。また、都道府県管内の新規里親委託件数が 15 件以上の場合、

次の委託件数区分（15 件以上 30 件未満、30 件以上 45 件未満、45 件以上）に応じて補助が加算される。

- ・ 里親トレーニング事業

未委託里親に対して事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。里親トレーナーを配置することが可能である。

- ・ 里親訪問等支援事業

里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。里親等相談支援員及び心理訪問支援員を配置することが可能である。

- ・ 共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

子発0706第3号
平成30年7月6日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模
かつ地域分散化の進め方」について

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。

また、児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このため、今般、乳児院・児童養護施設において、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」を別添のとおり取りまとめたので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、乳児院や児童養護施設等の関係機関に対し周知を図るとともに、別途通知している「都道府県社会的養育推進計画」の策定と併せて、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、一層の取組をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方
2. 多機能化・機能転換のあり方
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 - ①施設養育の専門性の強化
 - ②年長児等の自立支援や退所児童に対するアフターフォロー体制の強化
2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

1. 施設における職員の人材育成を進めるために求められる今後の取り組み
2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

(参考) 乳児院・児童養護施設における取組事例

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- 平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立した。この改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。
- 子どもの家庭養育優先原則を規定した児童福祉法第 3 条の 2 では、
 - ① 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。
 - ② ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、
 - ③ 児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。
- これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成 29 年 8 月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と、里親等委託率（乳幼児 75%、学童期以降 50%）や特別養子縁組の成立件数（年間 1,000 件以上）等の具体的な数値目標が示された。
- また、「新しい社会的養育ビジョン」では、「できる限り良好な家庭的環境」である施設入所対象となる子どもは、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をするに拒否的になっている子どもとされ、家庭養育を優先させるため、そのような施設の入所期間は、乳幼児は数か月以内、学童期以降は 1 年以内、長くても 3 年を原則とするとされた。そのような子どもへのケアを実現するために、原則として概ね 10 年以内を目途に、小規模化（最大 6 人）・地域分散化し、常時 2 人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職（医師等）対応ができる高機能化を行い、生活単位は最大 4 人の小規模で 4 施設までの集合で行うべきとされている。
- これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をするに拒否的になっている子ども等）の養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等

を行うことなど、施設の高機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

- ・ 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化は、子どもの最善の利益を保障するためのものであることを関係者は共有すべきである。
- ・ この「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」は、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、改正児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方を踏まえ、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の目指すべき方向性を中心に記述し、施設及び自治体関係者との認識を共通とするとともに、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。
- ・ 本書は、平成30年度の予算・制度を前提としたものであるが、家庭養育優先原則の徹底に向けて、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を更に進めていくためには、これらに必要な人員配置をはじめ、必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしており、それらを踏まえて、本書も逐次改正していく。
- ・ また、各施設は本書を参考として検討を進めていくことになるが、実現のためには都道府県等においても、積極的に予算措置を講じていくことが必要となる。
- ・ こうしたことを通じて、都道府県等や各施設においては、地域の実情を踏まえて、関係者と十分に協議の上、積極的に検討・計画し、取り組んでいただきたい。

第I 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、都道府県等とも調整の上で、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべきである。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
①一時保護委託の受入体制の整備

- ②養子縁組支援やフオスタリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
- ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

上記の目指すべき姿を達成するための方針について、以下に示す。

1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方

- ・ 今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要がある。
- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を進めるに当たっては、乳児院・児童養護施設においては、こうした子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められる。
- ・ また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアが、高機能化に当たっての原則となる。
- ・ ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、「新しい社会的養育ビジョン」に示されたような、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアが必要となるため、地域分散化の原則によらず、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくなならないよう（概ね4単位程度まで）にしていくことが求められており、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。
- ・ 「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知（最終改正平成30年3月30日））、「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（最終改正平成30年3月30日））においては、都道府県（児童相談所）等に対して、施設入所の理由として、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合については、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである」とし、「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。また、厚生労働省においても、早期家庭復帰や里親委託等につながるよう、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。これらと施設における取組を通じて、家庭養育への早期移行に結びつけていくことが求められる。
- ・ また、子どもの利益に反さない限り、児童福祉法第3条の2で最も優先される家庭復帰に向けた保護者や家族等への支援が重要であることは言うまでも無い。
- ・ これを実践していくためには、個々の子どもやその家族の支援ニーズに合った養育・支援の具体化が不可欠である。
- ・ 一方で、年長児等で家庭生活に拒否的になっているために家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもが、社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し

ていくことも求められる。改正児童福祉法においても、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所者のうち大学進学中の者に対しては、必要に応じて20歳を超えて支援することを可能とするなど、年齢にかかわらず「支援の必要性」に応じた継続的な支援が必要となる。

- ・ また、在宅支援機能や里親支援機能等の多機能化・機能転換を図り、行政と協働して代替養育経験者のアフターケアに取り組んでいくことも求められる。
- ・ このような養育・支援の具体化に向けて、各施設は児童福祉法第3条の2による「できる限り良好な家庭的環境」において、養育機能を高機能化していくことが求められる。具体的には、
 - ① 子どもの権利が保障されていること。
 - ② 生活単位を小規模化し、それぞれ独立性と自律性を備えたものとしていくこと。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、より小規模な生活単位とすることが求められること。
 - ③ 特定の職員のチームによる継続的・安定的な関係性を有すること。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、心理職等の専門職とも連携して、より手厚いチーム体制が求められること。
 - ④ 子どもは地域において育成されるという観点に立ち、地域分散化が図られ、地域社会との良好な関係性を有すること。
 - ⑤ 早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等に向けて、心理職等の専門職との協働や医療機関等とも連携して子どもや保護者等への支援を行うこと。その際、移行期の子どもの環境変化への不安や、次の養育の場への適応等について、十分配慮すること。
 - ⑥ 年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対して、社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成していくなど、適切な自立支援及びアフターケアが行われること。その際、年齢にかかわらず支援の必要性に応じた継続的な支援が提供されること。が求められ、十分な支援体制を構築していく必要がある。

2. 多機能化・機能転換のあり方

- ・ これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な体験による子どもの養育の専門性を、施設養育の高機能化により発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中でも発揮していくべきである。
- ・ このような多機能化・機能転換に当たっては、社会的養育のニーズが地域により異なり、これまでに各施設が担ってきた役割や機能も異なることを踏まえる必要がある。
- ・ 各施設の取組には、様々なバリエーションが考えられるが、以下に求められる機能とその意義及び課題を示す。

①一時保護委託の受入体制の整備

- ・ 一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、都道府県等においては、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。
- ・ この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要である。一時保護につい

ては、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育でもあることから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、児童福祉法第3条の2に規定する児童の家庭養育優先原則を踏まえ、良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきである。

- また、あわせて子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましく、幼稚園や児童発達支援センター等に通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設への通所が可能となるよう配慮すべきである。
- こうしたことを踏まえると、乳児院・児童養護施設においては一時保護が必要な子どもに対して適切な支援を行えるよう、受入体制を整備していくことが求められる。
- その際、一時保護については、受入時期が予見できないため、受入のための職員体制を維持しておくことや、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいいため、混在しないよう配慮することが必要となる。

②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化

- 乳児院・児童養護施設においては、これまでも子どもを家庭養育へとつなげてきたが、家庭養育優先原則を進めるうえでは、施設がフォスタリング機関として、里親と養育チームとして協働するなど、里親支援機能の更なる充実が求められる。
- 施設養育は、家庭養育優先原則の下では、家庭での養育が困難な子ども等の呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められるが、フォスタリング機関として多機能化すること等により、里親等委託後の子どもを継続して支援していく体制を充実させることが可能となる。
- また、民間あっせん機関が行う養子縁組のあっせんに当たっての子どもの保護や、適正な養子縁組のあっせんの促進を図るため、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が平成30年4月から施行されるが、乳児院・児童養護施設においては、あっせん前の一時的な養育や養親希望者の養育実習の受入などについて、民間あっせん機関との連携を進めていくことも求められる。
- これらを推進する上では、フォスタリング業務等に従事する職員の確保や里親に対するレスパイト・ケアなど支援体制を充実していくことが必要となる。
- また、フォスタリング機関は、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育が求められ、これを実践していく際には、「フォスタリング機関及びその業務に関

するガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を十分に踏まえて取り組むことが必要となる。

③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

- 改正児童福祉法においては、基礎的な地方公共団体である市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）の設置や、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないこととされた。また、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）により、保護者に対する指導への司法関与が強化されるなど、在宅支援の充実に向けた法整備が行われた。
- 乳児院や児童養護施設においては、これまでも入所中の子どもの家族や、家庭復帰や養子縁組につながられた子ども及びその家族への支援はもとより、地域の住民に対する児童の養育に関する相談・助言や、ショートステイ事業や子育て支援拠点事業などの市区町村事業に取り組んできたが、今後は、これまで培ってきた社会的養育に関する専門性を十分に発揮し、児童相談所や市区町村等の関係機関とも連携しながら、在宅支援の取組を更に充実させていくことが求められる。
- また、乳児やその家族を支えてきた乳児院においては、妊娠期から出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への支援に関し、市区町村保健師や保健所保健師などと協働し、母子ともに入所させて支援することも含めて取り組んでいくことが求められる。
- これらを推進する上では、児童相談所や市区町村等の関係機関との連携の強化や在宅支援のための職員体制の充実、地域における子育て中の親への支援を提供する等の子育て支援機能や特定妊婦支援のための職員体制・産科医療機関等との連携体制の充実が必要となる。

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- 各施設が高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示す。
- なお、平成30年度予算を前提としたものであり、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしており、それらを踏まえて、逐次改正していくこととしている。

1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化

①施設養育の専門性の強化

- 専門職の加配（心理療法担当職員、看護師）《児童入所施設措置費》

障害等のある子どもや虐待を受けた子どもなど心理的ケアが必要な子どもや、医療的ケアが必要な子どもに対する専門的なケアを実施するための、専門職を加配することを可能とする。

【要件】

(心理療法担当職員)

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 乳児院においては心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に対して心理療法を行うこと。
- ・ 児童養護施設においては心理療法を行う必要があると認められる子ども10人以上に対して心理療法を行うこと
- ・ 心理療法担当職員を配置すること。 等

(被虐待児受入加算(心理療法担当職員))

- ・ 虐待を受けた子どもが入所(一時保護を含む)している場合に入所後1年間加算される。

(看護師(児童養護施設))

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 児童養護施設において、虐待を受けた子どもや服薬管理が必要な子ども等医療的な対応が必要な子どもが15人以上いること。
- ・ 看護師を配置すること。 等

(乳児院病虚弱等児童加算費(看護師))

- ・ 子どもの生活支援等に要する時間や医療的観察行為の頻度等に基づき算定される介護度が一定の基準を超える場合に加算される。

【補助額等】

(心理療法担当職員)

- ・ 1施設当たり月額*：約46万円
- * その他地域の場合

(被虐待児受入加算(心理療法担当職員))

- ・ 対象児童1人につき月額：26,100円

(看護師(児童養護施設))

- ・ 1施設当たり月額*：約40万円
- * その他地域の場合

(乳児院病虚弱等児童加算費(看護師))

- ・ 対象児童1人につき月額：100,190円

ii 親子関係再構築支援(家族療法事業)《児童入所施設措置費》

入所する子どもやその家族等に対して、面接や宿泊交流、心理療法等を行うことにより、家庭機能の回復や生活環境の調整を図り、早期家庭復帰に向けた支援を可能とする。

【要件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより適用される。

- ・ 入所する子どもやその家族、在宅のひきこもりの子どもやその家族に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施すること。
 - ・ 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等を設けること。
- 等

【補助額等】

- ・ 実施延べ家族数年間 125 家族以上：約 201 万円
- ・ 実施延べ家族数年間 125 家族未満：約 101 万円

※ その他、施設に入所する子どもの家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の他、新規里親の開拓や里親希望家庭への相談援助等の里親等支援を実施する家庭支援専門相談員も活用する。(P15 参照)

- iii 個別化を進めるための職員の加配（配置改善加算、小規模グループケア加算）
《児童入所施設措置費》
小集団を生活単位とした個別的关系性を持った養育を行うための専任職員の配置を可能とする。

【要件】

(配置改善加算)

- ・ 児童指導員、保育士等の年齢別配置基準を以下に引き上げた場合に加算。

0・1歳児	1.6：1	→	1.5：1、1.4：1、1.3：1
年少児（3歳～）	4：1	→	3.5：1、3：1
少年（学童期～）	5.5：1	→	5：1、4.5：1、4：1

(小規模グループケア加算)

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 1グループ当たりの児童数 乳児院4～6人、児童養護施設6～8人
 - ・ 専任の児童指導員又は保育士1人及び管理宿直等職員（非常勤可）を配置すること。
 - ・ グループごとに居室や居間、台所等の設備を設け、一生活単位が構成されること。
- 等

【補助額等】

(配置改善加算)

- ・ 配置基準の引き上げ幅に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号、以下「最低基準」という。）に基づく配置基準による額との差額を上乗せ

(小規模グループケア加算)

- ・ 1グループ当たり月額：約57万円*
* その他地域の場合、児童指導員又は保育士1人及び管理宿直等職員（非常勤）の人件費等を算定、1グループ当たりの児童数にかかわらず同額が補助される。

- iv 地域小規模児童養護施設《児童入所施設措置費》

地域分散化した小集団を生活単位とした施設の設置及び専任職員の配置を可能とする。

【要件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより設置される。

- ・ 1施設の定員：6人
- ・ 専任の児童指導員又は保育士3人（常勤2人、非常勤1人）及び管理宿直等職員（非常勤）を配置すること。
- ・ 居室や居間、台所等の設備を設け、一生活単位が構成されること。 等

【補助額等】

- ・ 定員1人につき月額：約21万円*

* その他地域の場合、児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員（非常勤）の人件費等を算定。

v 賃借費加算〈児童入所施設措置費〉

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設について、建物の貸与を受けて実施する場合に、賃借料を補助することにより、地域分散化に向けた取組を促進させることを可能とする。

【要件】

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の用に供する建物を賃借していること。

【補助額等】

- ・ 賃借費の実費

vi 医療機関等連携強化事業〈児童虐待・DV対策等総合支援事業〉

医療機関との連絡調整員を配置することにより、医療機関との連絡調整や通院時の付き添い等、医療的ケアが必要な子どもに対する専門的養育機能を強化することが可能となる。

【要件】

- ・ 医療機関等連絡調整員を配置し、医療機関との連絡調整を行うこと。
- ・ 通院時の付き添いや、医療的ケアが必要な子どもに対する日常生活上の支援等を行う場合は看護師とすること。

【補助額等】

- ・ 看護師以外を配置する場合 1施設当たり年額：1,920千円
- ・ 看護師を配置する場合 医療的ケアが必要な子どもの人数に応じて補助
 - ・ 1～5人以下 1施設当たり年額：2,025千円
 - ・ 6～9人以下 1施設当たり年額：4,698千円
 - ・ 10人以上 1施設当たり年額：6,192千円

②年長児等の自立支援や退所児童に対するアフターフォロー体制の強化

i 社会的養護自立支援事業〈児童虐待・DV対策等総合支援事業〉

年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対して、都道府県等に配置される支援コーディネーターが、対象者や施設等の関係者による会議を経て作成する継続支援計画を基に、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き施設等に居住して必要な支援を提供する体制を確保するとともに、生活相談や就労相談等を行うための体制を確保することを可能とする。

【要件】

（居住支援、生活費支援）

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 支援コーディネーターが作成する継続支援計画に基づき、措置解除後も特に支援が必要な者に対し、引き続き、施設に居住させ必要な支援を行うこと。等

（生活相談支援）

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 生活相談支援担当職員2人又は1人を配置すること。
- ・ 退所を控えた者及び退所後の者からの地域生活を始める上で必要な知識や社会常識を学ぶための講習会等の実施や、相談に対して助言等を行うこと。
- ・ 退所者が気軽に集まれる自助グループ活動の育成支援を行うこと。等

（就労相談支援）

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 就労相談支援担当職員1人を配置すること。
- ・ 雇用先となる職場の開拓や、就職面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行うこと。
- ・ 相談室等を設けること。等

【補助額等】

（居住支援、生活費支援）

- ・ 居住支援 対象者1人につき月額：285千円
- ・ 生活費支援
 - 就学・就労をしていない者1人につき月額：約50千円
 - 就学している者1人につき月額：約11千円
 - 児童用採暖費 対象者1人につき月額：約2千円

（生活相談支援）

- ・ 常勤職員2人を配置する場合 1施設当たり年額：約1,211万円
- ・ 上記以外の場合 1施設当たり年額：約882万円

（就労相談支援）

- ・ 1施設当たり年額：約573万円

ii 児童養護施設分園型自活訓練事業〈児童入所施設措置費〉

退所前の一定期間、子どもを敷地外のアパート等に居住させ、自立に向けた訓練を行うことにより、円滑に退所後の自立した生活に移行することを可能とする。

【要件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより適用される。

- ・ 訓練を行う居住場所は敷地外の独立家屋又はアパートとし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- ・ 訓練期間は、退所予定日の概ね1年間とし、定員は6人程度とすること。
- ・ 各月初日の平均入所児童が4人を下回らないこと。 等

【補助額等】

- ・ 1施設当たり年額：約476万円

iii 施設入所児等社会復帰促進事業〈児童入所施設措置費〉

退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動や、退所後に生活面や就労面の不安等により一時的に施設に戻る場合の居場所を提供すること等により、施設退所後も安心して相談できる体制を確保することを可能とする。

【要件】

以下の事業の実施について、都道府県等から認定されることにより適用される。

- ・ 退所者を施設に招き、入所する子どもとの交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所する子どもの社会復帰への自立意欲の向上を図る事業等。
- ・ 退所者が、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する事業。

【補助額等】

- ・ 1事業当たり年額：30万円

2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

①一時保護委託の受入体制の整備

i 暫定定員の計算方法の特例〈児童入所施設措置費〉

一時保護の受入体制を維持するため、措置費の支弁方法に特例*を設けることにより、安定した収入を確保することを可能とする。

* 通常、定員充足率が9割未満になると措置費の支弁額を減額することになるが、当該特例により8.6割まで許容される。

【要件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 前年度中の措置児童数（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上の施設。
- ・ 定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと。